

京都市告示第 2 2 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定及び変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 1 0 日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	檜原水0086号	京都市西京区檜原久保町11番地の1地先 京都市西京区檜原久保町9番地の1地先

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	檜原水0031号	旧	京都市西京区檜原久保町27番地の4地先 京都市西京区檜原久保町9番地の1地先
		新	京都市西京区檜原久保町27番地の4地先 京都市西京区檜原久保町18番地の1地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)